

日野町オシドリサポーター設置要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、日野町オシドリ観察小屋の設置及び管理に関する条例（令和4年日野町条例第11号。以下「条例」という。）及び日野町オシドリ観察小屋の設置及び管理運営に関する規則（令和4年日野町規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、日野町オシドリ観察小屋（以下「観察小屋」という。）のガイド活動等の業務又は条例第5条に規定する事業に従事又は支援する日野町オシドリサポーター（以下「サポーター」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 サポーターの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) オシドリ観察小屋のガイド活動等の業務。
- (2) 条例第5条に規定する事業に従事又は支援すること。
- (3) その他サポーターとして必要な活動。

(町の役割)

第3条 町は、サポーターとなる人材を養成するため、オシドリグループ及び野鳥等に関する業務・活動をする者の協力を得ながら、定期的に情報を提供する等により、その活動を支援する。

(サポーターの登録)

第4条 サポーターの登録は、町内在住の満19歳以上（申請時点の満年齢による）の者を対象とする。ただし、日野町暴力団排除条例（平成25年日野町条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員である者は登録対象としない。

- 2 前項を満たし、サポーターとしての登録を希望する者は、日野町オシドリサポーター登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、産業振興課長に提出するものとする。
- 3 産業振興課長は、前項の規定により登録申請書を提出した者の中から、第1項に該当する者をサポーターとして登録し、オシドリサポーター登録証（様式第2号）を本人に交付する。

(登録者情報の変更)

第5条 サポーターは、前条の登録者情報に変更が生じた場合は、日野町オシドリサポーター変更届（様式第3号）に必要事項を記載し、産業振興課長に提出するものとする。

(任期)

第6条 サポーターの任期は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 起算日は、オシドリサポーターを登録した日からとする。
- (2) 満了日は、オシドリサポーターを登録した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、任期が満了する10日前までに日野町オシドリサポーター辞任届（様式第4号）の提出がない限り1年更新するものとし、以後も同様とする。

(登録の取消し)

第7条 産業振興課長は、サポーターが次の事項のいずれかに該当すると認められた場合には、登録を取り消すものとする。

- (1) 第4条第1項の規定に該当しなくなった場合。
- (2) サポーターから辞任の申出があった場合。
- (3) 上記に関わらず、社会的信用を損なう恐れがある等、サポーターとして不適切な行為があった場合。

2 サポーターは前項第1号及び第2号の理由により辞任を申し出るときは、第6条第1項に規定する日野町オシドリサポーター辞任届を産業振興課長へ提出するものとする。また、前項に規定する登録の取消しとなった場合は、速やかに登録証を返納するものとする。

(報酬)

第8条 第2条に掲げるサポーターの活動に係る報酬は、原則無報酬とする。

(遵守事項)

第9条 サポーターは、活動するにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 特定の商品・サービスの宣伝、団体への勧誘など、第2条に掲げる活動とは無関係な行為を行ってはならない。
- (2) 第2条各号に掲げる活動のほかに、町の承諾を得ずにサポーターを標榜した活動を行ってはならない。ただし、同条第3号に掲げる活動の場合は、町の承諾を事前に得るものとする。
- (3) 生命・身体等の安全を確保しつつ活動すること。
- (4) その他サポーターとしての信頼を失う行為を行ってはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は産業振興課長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。